

平成 29 年 12 月 25 日

各 位

山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行

【特殊詐欺被害未然防止への取り組み】

A T M 振込の一部利用制限について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）は、山形県警察等からの取組要請も踏まえ、近年増加している高齢者に対する振り込め詐欺や還付金詐欺等の被害を防止するため、一部のお客さまにつきまして、下記のとおり当行キャッシュカード等による ATM でのお振込を制限させていただくことといたしました。

一部のお客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みでございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

過去 2 年間以上、当行のキャッシュカードまたは通帳を利用した ATM でのお振込のご利用のない「70 歳以上」のお客さま

2. ご利用制限の内容

当行キャッシュカードまたは通帳を利用した ATM でのお振込ができなくなります。
※キャッシュカード等による「お預入れ」や「お引き出し」は、従来どおりご利用いただけます。

3. ご利用制限の開始日

平成 30 年 1 月 22 日（月）

4. その他

対象となるお客さまで、「キャッシュカード等を利用した A T M でのお振込」を希望される場合は、当行本支店の窓口へご相談ください。

以上

本件に関するお問合せ
きらやか銀行 事務部 担当：奥山
お問い合わせ先：023-631-0001